

## 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金に係るQ&amp;A

No.	区分	質問	回答
1	要件	令和4年3月以前に購入し、4月1日以降に利用する場合は補助対象となるか。	対象となりません。年度内に購入したものに限りです。
2	要件	令和3年度にヘルメットを購入し補助を受けたが、再度ヘルメットを購入した場合、補助対象となるか。	ひとりに対して1回限りであり、対象となりません。購入年度が異なっても再度補助を受けることはできません。
3	要件	市外に住む保護者が、市内の児童生徒等のヘルメット購入をして申請したい場合、できるのか。	市外の保護者でも、児童生徒等が長久手市に居住していれば、本市に申請できます。
4	要件	申請年度内に購入して支払いしたヘルメットが対象となるのか。購入日とは注文日か商品到着日か、注文と支払いが年度をまたぐ場合は対象外となるか。前年度注文し、商品の到着と支払いが同年度の場合はどうか。	注文日、購入日、領収書の日付は、いずれも申請年度内とします。 (年度をまたぐ場合は対象外。)
5	対象年齢	児童生徒等：当該年度に満7歳以上満18歳以下の人について ①7歳に満たない小学1年生 ②留年し19歳になる高校3年生 ③18歳の大学生 ④翌年の4月1日生まれの小学1年生	当該年度末（翌年3/31）時点での満年齢 ①6歳だが、当該年度末（翌年3/31）時点で7歳＝対象 ②③18歳だが、当該年度末（翌年3/31）時点で19歳＝対象外 ④4月1日生まれは、翌年3/31時点で6歳だが＝対象（同学年の例外）
6	対象年齢	令和4年度補助事業の場合、「児童生徒等の当該年度末に満7歳以上18歳以下の人」とは。	平成16（2004）年4月2日以降、平成28年（2016年）4月1日以前に生まれた者
7	対象年齢	令和4年度補助事業の場合、「高齢者（当該年度末までに65歳以上の年齢に達する者）」とは。	昭和33（1958）年4月1日以前に生まれた者

No.	区分	質問	回答
8	対象者 (申請者)	児童生徒等のヘルメット購入の場合、申請者を保護者としてもよいか。 又は、高校生が兄弟分のヘルメットと一緒に購入し、高校生自身が申請者となる場合は対象となるか。	児童生徒等の場合は、保護者が児童生徒等に代わって申請することができます。本人申請の時は、保護者の同意を得てください。 また、本人申請の場合は、本人のみの申請とし、複数人を申請できるのは保護者の申請のみとなります。
9	対象者 (申請者)	「申請者」は「購入代金を支払った人」のことか。	「申請者＝購入代金を支払った人」とは限りません。「領収書」の宛名は「申請者又はヘルメット着用者の氏名」のため、高齢者の場合は、申請者＝ヘルメット着用者＝領収書の宛名となりますが、児童生徒等の場合は、本人が購入し、保護者が申請することができます。
10	対象者 (申請者)	保護者が経費を負担していない場合でも、児童生徒等の代理申請ができますか。	児童生徒等が購入し、保護者が申請することは可能です。
11	インター ネットによる 購入	インターネット購入はどんなものでもよいですか。(販売側の条件、購入サイトの条件、フリーマーケットやオークション)	購入形態は問いませんが、新品かつ安全認証基準を満たすヘルメットの購入であり、「領収書」(申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額(ヘルメット購入単価がわかるもの)、購入相手方、購入品名(ヘルメット代等、ヘルメットを購入したことがわかるもの)が記載されたもの)の発行が受けられれば可能です。 「領収書」を発行できない場合は対象とならず、中古品・未使用品も対象となりません。
12	インター ネットによる 購入	インターネット販売時の送料等は補助対象に含まれるのか。	送料分は差し引き、ヘルメット単体の購入金額を補助対象経費とします。(ヘルメットの購入単価が分かる「領収書」が必要になります。)

No.	区分	質問	回答
13	インターネットによる購入	インターネット購入の場合、領収書に「購入品名」が記載されないことも想定されるが、その場合は対象とならないのか。	領収書には、購入品名として、最低限「ヘルメット」もしくは「『品番』や『型番』等調べればヘルメットと特定できるもの」の記載が必要です。ただし、「領収書」に加え、別途添付される書類（購入明細書等）により、ヘルメットを購入したことが分かる場合は、「領収書」とともに当該書類（購入明細書等）を添付することで判断できれば可能です。
14	販売店	長久手市内の店舗で購入したヘルメットに限るのか。	市内の店舗であるかどうかは問いません。「代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書）」が提出できるのであれば、インターネット販売による購入でも可能です。
15	販売店	ヘルメット販売事業者として、中古のヘルメットを販売するリサイクル業者を含めるか。	購入したヘルメットの安全性能を確認することが困難であることから中古品（未使用品含む）は補助の対象外としています。
16	販売店	当該補助制度とは別に、販売事業者が独自に値引きしている場合はどのように記載するか。	販売事業者独自の値引き後の金額を記載してください。
17	申請書類	保護者確認のための証明書が必要ですか。	証明書の提出は必要ありませんが、確認はさせていただきます。（申請書上、児童生徒等との間柄を記入する欄もあります。）

No.	区分	質問	回答
18	申請書類	インターネット購入の場合も含め、補助条件（新品、安全認証、購入者、金額等）をどう確認するか。そのために必要な添付書類はあるか。	<p>【購入者、金額等】 領収書で確認します。</p> <p>【新品】 申請書の誓約事項内に設ける自己申請欄で確認します。</p> <p>【安全認証】 ①「領収書」で確認します。 ②「領収書」で確認できない場合は、現物又はその写真、保証書や取扱説明書、新品かつ安全認証を確認できる書類（カタログ等の写し）等のいずれかで確認します。</p>
19	申請書類	安全認証確認のための保証書等は提出不要か。	安全認証書類は、義務提出ではありませんが、申請時にお見せいただけると確認が省略できます。
20	領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代金の支払い手続きが完了したことを証する書類とはどのような書類か。</li> <li>・領収書の写しや販売証明書は必須か。</li> <li>・領収書の宛名は誰か。</li> </ul>	<p>以下の内容が記載された「領収書」が必要です（レシートは不可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者又はヘルメット着用者の氏名（領収書の宛名）</li> <li>・領収日</li> <li>・領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）</li> <li>・購入相手方</li> <li>・購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）</li> </ul>
21	領収書	レシートでもよいか。	店舗等からの販売証明書の提出を求めないため、「領収書」の提出を必須とします。そのため、レシート（宛名の記載がない等）では不可とします。

No.	区分	質問	回答
2 2	領収書	ヘルメット以外のものを同時購入した場合や、ヘルメットと自転車等とのセット価格しかない等、領収書の金額と申請額が異なる場合はどうしたらよいか。	ヘルメットの購入単価がわかる「領収書」を添付してください。ヘルメットの購入金額のみを補助対象経費とします。（ヘルメットの購入単価が分からない場合は不可です。） ただし、「領収書」に加え、購入明細書等により、ヘルメットの購入単価が分かる場合は、「領収書」とともに購入明細書等を添付することで可能です。
2 3	領収書	高齢者の夫婦で、夫が妻の分と合わせて2個のヘルメットを購入し、「領収書」には夫の氏名しか記載されていない場合、補助対象となるのは夫の1個のみか？また、夫婦ともに補助対象とするには個別に購入し、それぞれに領収書が必要となるか。	高齢者夫婦が両方申請する場合、申請は夫と妻別々としてします。 「領収書」は、夫の領収書、妻の領収書が別々となっていることが理想ですが、やむを得ない場合は、ヘルメットの購入単価がわかる領収書（又は領収書とともに購入明細書等でヘルメットの購入単価がわかる場合は「領収書」とともに当該書類を添付）であれば、写しでも可能です。
2 4	領収書	「領収書」原本を保管したいので、「領収書の写し」でもよいか。	「領収書」は原本か写しかは問いません。（領収書に添付する明細等も含む）
2 5	その他	帽子型のヘルメットのカバー（帽子部分）等ヘルメットの附属品をヘルメット本体と同時購入した場合、附属品も補助対象経費に含まれるか。また、ヘルメットとは別に購入した場合は対象となるか。	カバー（帽子部分）等とヘルメット本体が一体の商品として販売されている場合は、カバー（帽子部分）等の附属品を併せたヘルメット全体の価格を補助対象とします。ただし、ヘルメット本体とは別に、附属品のみを購入する場合は対象外となります。
2 6	その他	商品券等による購入でも補助を受けられるか。	商品券等による購入は、現金購入と同様の扱いで対象となります。